

特 約（設計業務等委託）

（暴力団員等の排除）

- 第1条 受注者は、本業務に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したときは催告することなく契約を解除する旨を定めるとともに、契約の相手方が暴力団員等であることが判明した場合は、速やかに契約を解除しなければならない。
- 2 受注者は、本業務に関して書面による契約を締結するときは、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた者（以下「協力者」という。）等（協力者の契約の相手方、資材購入先若しくはリース会社等又は協力者の契約の相手方と契約する資材購入先若しくはリース会社等を含む。以下「協力者等」という。）に対しても、暴力団排除条例第18条に規定する内容を義務とする旨の規定を設けなければならない。
- 3 受注者は、協力者等の契約の相手方が暴力団員等であることが判明したにもかかわらず、協力者等が相手方との契約を速やかに解除しなかった場合は、当該協力者等との契約を速やかに解除しなければならない。
- 4 受注者が、第1項及び第3項の規定に反し、契約の相手方と契約を解除しなかったときは、発注者は受注者との契約を解除するものとし、その際の取り扱いは、設計業務等委託契約約款第44条の規定によるものとする。